

国立大学法人等における各年度終了時の評価方法の概要

1 評価についての検討の前提

- (1)・ 評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するものでなければならない。
 - ・ 評価の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。
 - ・ 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように留意する必要がある。
- (2)・ 中期目標終了時において、目標の達成状況の評価を行うにあたっては、評価が法人の行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・計画の検討に資するものとなるよう留意する。また、評価結果を次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映することができるものとなるよう留意する。
 - ・ 教育研究の状況については、その特性に配慮して、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。
- (3)・ 各年度終了時においては、中期目標を実現するために法人が自主的に行う業務運営や財務内容の改善・充実に資するよう、各年度における中期計画の実施状況等に基づいて評価を行う。
 - ・ 年度計画においては、教育研究の状況についての、大学評価・学位授与機構による評価は実施しないこととなっており、専門的な観点からの評価は行わない。
- (4)・ 年度評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は、各法人が実績報告書に記載した年度計画の実施状況等に基づき、中期目標・計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行う。

2 年度評価の基本方針

- (1)・ 年度計画は、主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から、法人の業務運営、予算、人事等の改善充実が進められるよう留意する
 - ・ 年度評価の積み重ねが、中期目標終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることにも留意する。
- (2)・ 法人化を契機として機動的・戦略的な法人運営の実現を図っていくことが重要であり、①機動的・戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用 ②総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分等の取組を積極的に支援する観点から、評価においては業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。
- (3)・ 各法人が共通的に取り組むべき観点
 - 戦略的な法人経営の確立と効果的運用 ○総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分
 - 資源配分に対する中間・事後評価と配分の修正 ○業務運営の効率化 ○収容定員の充足
 - 外部有識者の積極的活用 ○監査機能の充実 ○財務内容の改善充実 ○人件費削減
 - 情報公開 ○施設マネジメント ○危機管理 ○従前の評価結果の活用
- (4)・ 教育研究等の質的向上についてはその特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す
- (5)・ 法人の特色ある取組や、法人の置かれた状況を踏まえた運営を円滑に進める工夫等を積極的に評価し、計画の見直し検討に資するよう、また目標達成の支障についても明らかになるよう考慮する。

3 評価の実施方法

(1) 項目別評価

①業務運営・財務内容等

ア 法人による自己評価

- i) 法人は実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類により事業の実施状況を自己評価し、そのように判断した理由を記載する。
 - IV：年度計画を上回って実施している
 - III：年度計画を十分に実施している
 - II：年度計画を十分に実施していない
 - I：年度計画を実施していない

※ 中期計画を各年度どの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

ii) 「特記事項」の欄に自由に記載

- 1) 法人化のメリットを活用し、運営の活性化を目指した特色ある取組
- 2) 各法人の置かれている状況を踏まえた運営を円滑に進めるための様々な工夫

- 3) 中期目標・計画を変更する（変更を検討する）必要がある場合は、その状況
- 4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（生じるおそれがある）場合は、その状況、理由
- 5) 2の（3）に掲げる共通事項の取組状況 等

イ 評価委員会による検証

「中期目標・計画の達成に向けて各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」との趣旨から、「年度計画の記載事項ごとに、自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人の自己評価と判断が異なる場合はその理由等を示す。」

ウ 評価委員会による評定

イの検証を踏まえ、特記事項等も勘案し、4つの大項目（「業務運営の改善及び効率化」「財務内容の改善」「自己点検・評価及び情報提供」「その他業務運営に関する重要事項」）ごとに中期目標・計画の達成に向けた業務の進捗状況を示し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

- 1 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合）
- 2 目標・計画の達成に向けて順調に進んでいる（すべてⅣまたはⅢ）
- 3 目標・計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）
- 4 目標・計画の達成のためにはやや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）
- 5 目標・計画の達成のためには重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記判断基準は目安であり、各法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断する。

※ 各国立大学法人は項目内の重要性等を勘案してウエイト付けを行うことができる。評価委員会においてはウエイト付けを行った後の割合により判断する。

②教育研究等の質の向上

ア 法人による自己点検

- ・ 各法人は「年度計画の記載事項ごとに、事業の外形的、客観的な進捗状況等を記述式により記載する。」
- ・ 「特記事項」の欄に自由に記載
 - 1) 教育研究活動面における特色ある取り組み
 - 2) 各法人の置かれている状況を踏まえた教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫
 - 3) 中期目標・計画を変更する（変更を検討する）必要がある場合は、その状況
 - 4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（生じるおそれがある）場合は、その状況、理由 等

イ 評価委員会による進捗状況の確認

各法人の特性等を踏まえ、「事業の進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。」

(2) 全体評価

- ・ 「項目別評価の結果等を踏まえつつ各法人等の特性に配慮して、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。」
- ・ その際、学長等のリーダーシップの下、「機動的・戦略的な運営を目指した取組み、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取組み及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組み等について積極的に評価する。」

4 年度評価のスケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 6月30日まで | 各法人から実績報告書（自己点検・評価書）を提出 |
| (2) 7～8月 | 評価チームによる調査・分析 |
| (3) 8月下旬～9月 | 評価（案）の策定 |
| (4) 9月 | 評価（案）に対する法人の意見申立て機会の付与 |
| (5) 9月中下旬 | 評価結果を決定 |

5 評価の実施体制

- ・ 「国立大学法人評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、各法人の業務の実績について調査分析し、評価書の原案を作成する。」
- ・ 「調査・分析に当たっては、実績報告書に加え、必要な参考資料を用いるほか、各法人からのヒアリングも実施する。」